■申込時の提出書類

	書類名	留意事項
毎回必要な資料	融資あっせん申込書	岡崎市所定の用紙
	信用保証委託申込書	愛知県信用保証協会所定の用紙 ※保証人ありの場合は保証人等明細も必要
	信用保証依頼書	愛知県信用保証協会所定の用紙（金融機関が作成します）
	市税の完納証明書（原本）	市役所提出日時点で市税に滞納のない証明書（各税金の納期にご注意ください）
	確定申告書（個人）または決算書（法人）（写）	直近２期分（別表および勘定科目内訳明細のあるもの） ※業歴が満たない場合には不要
初めて利用する場合・前回の利用時から変更がある場合に必要な資料	個人情報の取扱いに関する同意書	愛知県信用保証協会所定の用紙 ※保証申込の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出をお願いします
	申込人（企業）概要	愛知県信用保証協会所定の用紙
	商業登記簿謄本(写)	法人のみ
	定款(写)	法人のみ
	印鑑証明書（写）	申込人（法人・個人）、連帯保証人、担保提供者等について最近３か月以内のものを各１通
	住宅地図(写)	
必要に応じて提出していただく資料	国・県税の納税証明書等（写）	①直近決算で課税のある場合-領収書、通帳で引落としが確認できる場合はその写し又は納税証明書のいずれか。 ②直近決算で課税のない場合-滞納のないことの納税証明書（決算書等で非課税が確認できれば提出は不要。） ※金融機関受付の場合 － 金融機関で滞納のないことの確認がとれている場合は省略可。
	営業許可証(写)	営業許可を必要とする事業を営まれている方
	見積書または契約書(写)	設備資金の場合
	立･平面図(写)	設備資金で新･増･改築及び改装の場合
	店舗改装承諾書	貸店舗の改装の場合
	残高試算表(写)	決算後６ヶ月経過している場合
	被災証明又はり災証明	マル岡災害復旧資金の場合
	経営改善計画報告書	経営改善資金の場合
	宣誓書（非風俗営業）	酒場･ビアホール･スナック経営等の場合

■セーフティネット保証（経営安定関連保証）に係る特定中小企業者の認定

経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者について認定を行っています。詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

中小企業者のための

融資制度のご案内

令和8年10月

岡崎市

岡崎市では、中小企業者の皆様に対して経営の安定、設備の近代化等に必要な資金の融資あっせんのため、各種融資制度を設けております。お気軽にご利用下さい。

制度の特長

- 原則、法人代表者以外の保証人は不要です。
- 原則、無担保で融資が受けられます。
- 固定金利で計画的な返済が可能です。
- 信用保証料の補助制度があります。
- 既存の借入との１本化により、返済負担を軽減しながらの増額も可能です。

経済振興部 商工労政課 労政金融係
岡崎市十王町二丁目９番地（西庁舎地下１階）
ＴＥＬ　0564-23-6214
ＦＡＸ　0564-23-6213

■融資制度一覧

制度名		申込資格	融資金額	資金使途	返済期間	利率	信用保証
岡崎市中小企業事業資金（マル岡）	通常資金	・市内に住所（個人）又は本店（法人）を有していること ・市内に主たる事業所を有していること ・愛知県信用保証協会の信用保証対象資格（業種等）を有していること ・市税等の滞納がないこと。 ・設備資金については、市内に設置するものに限る	各資金それぞれ2,000万円以内 *申込融資額を含めたマル岡の融資残高が各資金それぞれ2,000万円以内	運転資金	５年以内	３年以内 2.00% ５年以内 2.10% ７年以内 2.20% ただし、設備資金のみの場合は ３年以内 1.90% ５年以内 2.00%	要 責任共有
				設備資金	７年以内 ※１		
	災害対応資金	・通常資金と同じ ・市長の発行する被災証明又は各消防長の発行するり災証明を受けていること ・当該災害発生の日から６箇月以内に申込みをすること ＊ 市内で被災した者が当該災害により影響を受けた事業を市内で再開するための設備資金又は運転資金（資金は事業を再開するための使途に限る）		運転資金 設備資金	７年以内		要 責任共有
	経営改善資金	・通常資金と同じ ・中小企業信用保険法第２条第５項第１号～第６号に該当し、市長の認定を受けていること ・主に上記認定を受けた業種のための資金であること		運転資金	７年以内	７年以内 2.10%	要 責任共有 対象外 （5号認定は対象）
小規模企業等振興資金（振、振小）	通常資金	・市内に主たる事業所を有していること ・愛知県信用保証協会の信用保証対象資格（業種等）を有していること ・市税等の滞納がないこと。 ・常時使用する従業員の数が50人（商業者･サービス業者では30人）以下であること。	5,000万円以内	運転資金	７年以内	３年以内 2.20% ５年以内 2.30% ７年以内 2.40% 10年以内（設備のみ） 2.50%	要 責任共有
				設備資金	10年以内※２		
	小口資金	・市内に主たる事業所を有していること ・愛知県信用保証協会の信用保証対象資格（業種等）を有していること ・市税等の滞納がないこと。 ・常時使用する従業員の数が20人（商業者･サービス業者では５人）以下であること。	2,000万円以内（申込額を含め保証協会保証付き融資残高が2,000万円以内であること）	運転資金	７年以内	３年以内 2.00% ５年以内 2.10% ７年以内 2.20% 10年以内（設備のみ） 2.30%	要 責任共有 対象外
				設備資金	10年以内※２		

※１　運転資金・設備資金ともに融資を受けるときは５年以内。ただし、設備資金が６割以上の場合は７年以内。
※２　運転資金・設備資金ともに融資をうけるときは７年以内。ただし、設備資金が６割以上の場合は10年以内。

＜取扱金融機関＞
銀行：三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、百五銀行、あいち銀行、名古屋銀行、三十三銀行
信用金庫：岡崎信用金庫、豊川信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫
＜申込先＞
上記金融機関

＜責任共有制度とは＞
信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で信用リスクを負担しあう制度
以下の場合には責任共有制度対象外となり、信用保証協会が100%の保証をします
①小規模企業等振興資金小口資金、岡崎市中小企業事業資金経営改善資金をお申込みの場合
②セーフティネット保証（中小企業信用保険法第２条第５項第１号～第４号、第６号）に該当する場合（裏表紙下をご覧下さい）

□　全ての融資制度、補助制度ともに申込者（申請者）及び役員が暴力団又は暴力団員に該当しないことが要件となります。

■補助制度一覧

補助金名	対象融資制度	補助条件	補助金算定方法	提出期限
①岡崎市中小企業事業資金保証料補助金	・岡崎市中小企業事業資金（マル岡） ・小規模企業等振興資金（振、振小）	・年度中１回限り ・市内に住所（個人）又は本店（法人）を有していること ・市内に主たる事業所を有していること 自動車の購入については、３、５及び７ナンバーの自動車は補助対象外（ただし、緑ナンバーの自動車は補助対象） ・設備資金については、市内に設置するものに限る	・マル岡通常、経営改善：保証料の45% ・マル岡災害対応：保証料の90% ・振、振小：保証料の35% ＊ 上限10万円（ただし、マル岡災害対応を除く） ＊ 1,000円未満の額は切り捨て	借入日から60日以内（ただし、補助金の対象となる自動車購入資金を含む場合は、車両登録をした日から60日以内）
②岡崎市創業資金保証料補助金	・愛知県経済環境適応資金（創業等支援資金）	・年度中１回限り ・市内に住所（個人）又は本店（法人）を有していること ・市内に主たる事業所を有していること ・創業により会社を設立する場合はその代表者となること ・個人又は会社が事業を開始しようとする場合は、市内において中小企業者となること ・許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を取得していること又は取得が確実であること ・市税等の滞納がないこと。 ・自動車の購入については、３、５及び７ナンバーの自動車は補助対象外（ただし、緑ナンバーの自動車は補助対象） ・設備資金については、市内に設置するものに限る ※ 岡崎市創業資金利子補給補助金の場合は、開業後５年未満であること	・保証料の額の45% ＊ 上限20万円 ＊ 1,000円未満の額は切り捨て	
③岡崎市創業資金利子補給補助金	・日本政策金融公庫の対象融資制度 ①新企業育成貸付 ②一般貸付 ③生活衛生貸付 ④企業活力強化貸付 ⑤マル経融資（小規模事業者経営改善資金） ⑥挑戦支援資本強化特別貸付		・２回目から７回目の返済利子の額の45%（又は60%） ＊ 上限20万円 ＊ 岡崎市多様な働き方推進事業者認証制度 「ウィズ認証」を取得している場合は60% ・自動車を購入し、車検証の交付が２回目の利子支払い後の場合は、車検証交付日以後支払った６回分の利子 ＊ 1,000円未満の額は切り捨て	補助対象となる利子の支払日までに

※①②について、対象融資を繰上返済した場合、補助金を返還していただきます。
※①②について、借換を含む場合は、保証料のうち融資金額から借換額を差し引いた額を対象保証料とします。

■　信用保証料　（単位：%）

制度	弾力化保証料率	特別小口保険を適用する保証	ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証等
小規模企業等振興資金通常資金	0.38 ～ 1.74	0.75	
小規模企業等振興資金小口資金	0.46 ～ 1.83	0.75	
愛知県経済環境適応資金創業等支援資金	0.68 （経営者保証免除は0.88）		
（上記以外の）岡崎市融資制度	0.45 ～ 1.90	1.00 （経営改善資金は0.67）	0.80（1～4、6号）・0.68（5号） ※経営改善資金のみ

＊ 有担保保証の場合は0.1%の割引を実施します。（ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証等、特別小口保険を適用する保証は除く。）
＊ 会計参与を設置している会社は、0.1%の割引きを受けられます。
＊ 経営状況等により、保証料率が上下する場合があります。

＜特別小口保険とは＞
下記のすべての要件を満たす小規模企業者の方は、特別小口保険を適応でき、信用保証料の軽減を受けられる場合があります。
（ただし、医業を主たる事業としている場合を除きNPO法人は責任共有制度の対象となります。）
①　常時使用する従業員が20人以下（宿泊業及び娯楽業を除く商業･サービス業者にあっては５人以下）であること
②　県内で引き続き１年以上同一事業を営んでいること
③　保証申込以前1年間の所得税（法人の場合は法人税）･事業税･市県民税の所得割の課税があり、それらを完納していること
④　保証協会に他の信用保険を付保した保証の取扱いがなく、無担保無保証人で申込をする場合
⑤　保険限度額が2,000万円以下であること
⑥　対象となる資金が1年以上営んでいる事業に必要な資金であること（事業の多角化に必要な資金については、対象外）